

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 小竹町 (都道府県: 福岡県)

本事業の担当部署名 福祉課子育て支援係

事業メニュー	結婚新生活支援事業		
区分	結婚新生活支援		
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型市町村連携コース)		
個別事業名	小竹町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続
実施期間	交付決定日 ~	令和7年3月31日	事業開始年度 令和 3 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	3,000,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 小竹町においては、急速な少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある持続可能な地域であり続けるため、「小竹町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、計画に取り組んでいる。しかしながら、人口は昭和30年を年々減し、出生数も平成17年の79人から令和2年の30人と減少が続いている。特に、人口減少の大きな要因でもある20代~40代前半の転出や婚姻率の低下が著しい現状である。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け)          &lt;当年度の少子化対策の全体像&gt;※全事業共通          令和元年度に実施した町民向けのアンケート調査では、未婚の男女のうち、56.5%が「結婚したい気持ちはある」と回答している。結婚していない理由に「金銭的な余裕がない」と回答した人が25.7%、「理想の相手にめぐり合わない」と回答した人が25.7%いた。本町では、結婚に伴う経済的負担の軽減を図り、結婚の機運を高めるための取組を推進する。          &lt;本個別事業の位置付け&gt;          小竹町子ども・子育て支援事業計画において、小竹町における若い世代に対する結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行うため、以下の取組を行うこととしている。          ①結婚支援          ②妊娠・出産期の支援          ③子育て支援          本事業については、上記取組の①に位置づけられる。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要		
	【補助対象要件】		
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
	【補助上限額】		
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
【対象費目】			
<input checked="" type="checkbox"/> 家賃	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/> リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/> 引越費用
【継続補助】 継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有			
【その他独自要件】			
申請日から2年以上継続して居住する意思があること。			

2. 申請見込

①新規世帯見込	6	世帯	②継続世帯見込	0	世帯
上記のうち	ともに29歳以下	4	世帯		
	その他	2	世帯		

【世帯数積算根拠】

4件(共に29歳以下) × 60万円 × 2/3(補助率) = 1,600千円  
 2件(上記以外) × 30万円 × 2/3(補助率) = 400千円  
 ※本町では、令和3年度より事業を開始しており、令和6年度は事業の周知がさらに浸透すると思われること、コロナが落ち着いて婚姻件数が伸びること等の理由から申請件数が増加が見込まれるため、今年度申請見込件数+5件を見込む。

(参考)

【令和5年度申請状況】	実施中
申請世帯数見込	1 世帯
～12月(実績)	0 世帯
1月～3月(見込)	1 世帯

【金額積算根拠】

<上限額>		<積算>	
(29歳以下)	4 世帯 × 600,000 円 =	2,400,000	円
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000	円
	(継続補助)	0	円

左記上限額のとおり

3. 広報の実施予定

町広報紙「ひまわりだより」や町ホームページ、町公式SNS「LINE」、九州朝日放送dボタン等に掲載する。

	KPI項目	単位	目標値	現状値	
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	合計特殊出生率	%	1.8 (令和12年)	1.53 (平成28年)	
	年少(0歳～14歳人口数)	人	640 (令和6年)	585 (令和5年)	
	子育て環境・支援に関する満足度	%	25.5 (令和6年)	15.5 (平成31年)	
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目	単位	直近の実績		
	合計特殊出生率		1.53 (平成28年)		
	婚姻件数	件	11 (令和4年)		
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	事業内容番号	項目	目標値	現状値	
		(アウトプット)			
	1	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	50	0
		(アウトカム)			
	1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	100
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	80	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	福岡県が運営する結構応援サイト「にこにこ家族づくりポータルサイト」の活用や県の公共施設等でのチラシの配架など県と連携して広報活動を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	結婚応援団体や近隣の不動産業者及び引越業者にチラシを配架や情報発信の協力を依頼し、対象世帯に本事業の周知を行う。				

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、③は記載不要。  
 ①これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題  
 ②当年度の少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け  
 ③過年度の本個別事業で浮かび上がった課題の分析及びそれに対する取組(ステップアップ)
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。  
 ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。  
 ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体は少なくとも令和6年度終了時点に、各自自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自自治体において効果検証を実施すること。  
 ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。  
 ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。